2013
7
No.803

社会保険

にいがた

▲寺泊中央海水浴場〈長岡市〉

Contents

- 賞与等を支払ったら賞与支払届の提出をお忘れなく!
- 出産手当金について
- 健康づくり標語コンクール入選作品発表
- 社会保険事務講習会9月のご案内

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル 0570-05-1165（イイロウゴ）

日本年金機構ホームページhttp://www.nenkin.go.jp/　協会けんぽホームページhttp://www.kyoukaikenpo.or.jp/
一般財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ　http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/

【職場内で回覧しましょう】

賞与等を支払ったら

賞与支払届の提出をお忘れなく!

支払われた賞与等も、将来受け取る年金額の対象となりますので忘れずに届出をしましょう。

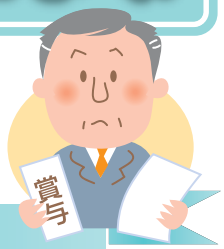

提出する時期は?

賞与等の支払いがあった日から、５日以内に提出してください。

※提出の際は、被保険者ごとに賞与額等を記入した「被保険者賞与支払届」と「被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出してください。

賞与とは

賞与とは、賞与、ボーナス、手当、その他いかなる名称であるかを問わず、労務の対償として受けるすべてのもののうち、年間の支給が３回以下のものをいいます。

対象となるもの	賞与（役員賞与も含）、ボーナス、期末手当、年末手当、夏（冬）期手当、越年手当、勤勉手当、繁忙手当、もち代、年末一時金などの賞与性のもの（年３回以下の支給の場合）、その他定期的でなくても一時的に支給されるもの

※年４回以上支給されている賞与（標準報酬月額の対象となる）や結婚祝金、大入袋等は賞与の対象にはなりません。

届出方法

磁気媒体の場合

磁気媒体届書作成プログラム（日本年金機構ホームページhttp://www.nenkin.go.jp/から無償で提供されています。）により作成し提出してください。また、希望する事業主の方には、被保険者の氏名や生年月日などの基本情報をあらかじめ収録したターンアラウンドCDを送付しますので、これを利用することで届書の作成が容易に行えます。

届出用紙の場合

賞与支払予定月の前月に、被保険者の氏名・生年月日などの基本情報を印字した届出用紙が送付されますので、必要事項を記入のうえ提出してください。

届出用紙は、事前登録している賞与支払予定月の前月に送付します。賞与支払予定月の登録がない場合は送付されませんので、日本年金機構ホームページの「申請・届出様式」からダウンロードするか、年金事務所からお取り寄せください。今後、賞与支払届等の送付を希望する場合は、「健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届（処理票）」を提出してください。

賞与支払いがない場合も届出が必要です。

賞与支払予定月に賞与の支払いがなかった場合は、「被保険者賞与支払届総括表」のみ提出してください。

昭和12年4月2日以降の生まれであって、70歳以上の被保険者(被用者）を常時雇用されている場合

「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届・月額変更届・賞与支払届」も併せて提出していただきますようお願いします。

電子申請により届出することもできます。電子申請の手続きについては、電子政府の照会窓口（0570-000-381）に、お問い合わせください。

賞与にかかる保険料率

健康保険料（全国健康保険協会管掌健康保険）	厚生年金保険（一般）	児童手当拠出金
事業主・被保険者折半	事業主・被保険者折半	全額事業主負担
■介護保険に該当しない被保険者 標準賞与額 × 99/1000 ■介護保険に該当する被保険者 標準賞与額 × 114.5/1000	標準賞与額 × 167.66/1000	厚生年金保険の標準賞与額 × 1.5/1000

※標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額です。
※標準賞与額は健康保険では年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）540万円まで、厚生年金保険では1回の支給につき150万円が上限となります。

？こんなとき賞与にかかる保険料はどうなるの？

資格取得年月日の賞与にかかる保険料は、賞与の支払日により保険料徴収の取扱いがことなります。

資格取得・喪失時の取扱い

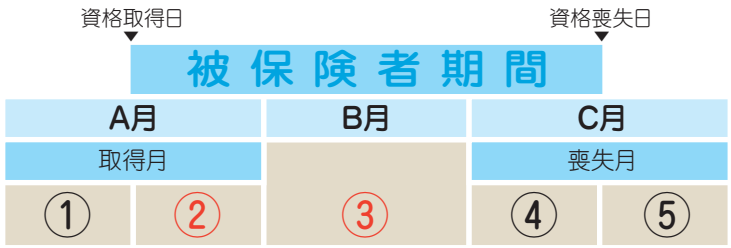

①：保険料負担なし
②：保険料負担あり
③：保険料負担あり
④：保険料負担なし
⑤：保険料負担なし

●資格を取得した月に支払われる賞与は、保険料賦課の対象となります。しかし、①のように資格取得日の前に支払われた賞与（支度金など）については、保険料賦課の対象となりません。
●資格を喪失した月に支払われた賞与は、保険料賦課の対象となりません。
※④の場合、保険料負担はありませんが、標準賞与額として決定し、健康保険で標準賞与額累計額に含めますので、賞与支払届を提出してください。

同月内に資格喪失・資格取得があるときに支払われた場合

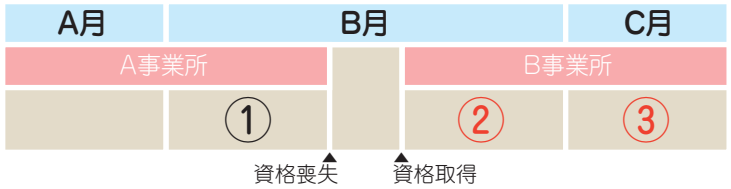

①：保険料負担なし
②：保険料負担あり
③：保険料負担あり

同月内に事業所を異動した場合、資格を喪失した事業所から喪失月に支払われた賞与は、保険料賦課の対象となりませんが、資格を取得した事業所から取得日以降に支払われた賞与は、保険料賦課の対象となります。

育児休業等期間の取扱い

育児休業等を開始した日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月までについては、事業主の申出により、毎月の保険料と同様に賞与の保険料も徴収されません。

拠出金も同時に納入

賞与が支給された場合の児童手当の事業主拠出金は、厚生年金保険の被保険者（育児休業等により賞与の保険料を徴収されない被保険者を除く）の標準賞与額に拠出金率（平成25年4月からは1000分の1.5で、平成24年度と同じ）をかけた額で事業主が賞与の保険料と一緒に年金事務所に納めます。

社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています（相談は無料）

■五泉商工会議所［五泉市郷屋川1-2-9］……毎月第2火曜日（10:00～15:00）
■寺泊町商工会［長岡市寺泊坂井町9769-31］……毎月第2水曜日（10:00～15:00）
※五泉商工会議所は予約制です。　予約連絡先　TEL.0250-43-5551
※協会の年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承願います。

協会けんぽからのお知らせです

出産手当金について

被保険者が出産のために仕事を休み、給与の支払いを受けていないときは、申請により出産手当金を受給することができます。

●受給条件

●出産のために仕事を休んでいること
●給与の支給がないこと（給与が一部支給されている場合は出産手当金と調整）

「出産」とは
健康保険でいう「出産」とは、妊娠８５日（４か月）以後の生産（早産）、死産（流産）、人工妊娠中絶をいいます。また、正常な出産、経済上の理由による人工妊娠中絶は、健康保険による診療（療養の給付）の対象からは除かれますが、出産手当金および出産育児一時金の対象になります。

●支給額・支給期間

支給額
休業１日につき標準報酬日額の３分の２に相当する額
※申請期間の中で給与が一部支給されている場合は、出産手当金と調整されます。

支給期間
出産日（出産予定日より遅れた場合は出産予定日）以前４２日（多胎妊娠の場合は９８日）から、出産日の翌日以後５６日までの期間

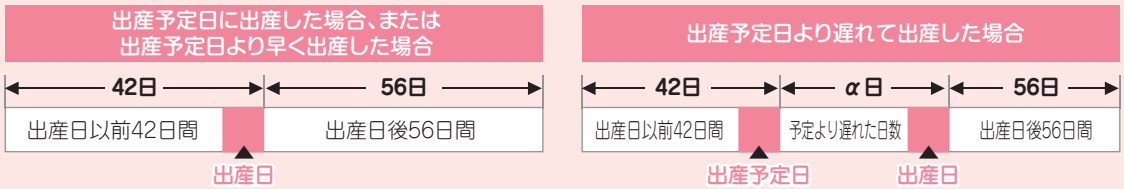

●手続きについて

申請書名
出産手当金支給申請書
→申請書に事業主の証明および医師または助産師の意見の記載が必要です。

添付書類
申請期間とその前１か月分の賃金台帳（写）および出勤簿（写）

提出期限
休業した日の翌日から２年以内

被扶養者状況リスト等の提出期限について

被扶養者資格の再確認のため、５月下旬より事業所様あてにお送りしておりました「被扶養者状況リスト」等の提出期限は平成25年7月末までです。事業主様、ご担当者様には大変お手数をお掛けいたしますが、期限内にご提出いただきますようお願い申し上げます。

提出方法

①協会けんぽから送られた「被扶養者状況リスト」にて被扶養者資格の確認後、リストの「正」を協会けんぽへ提出（リストの「副」は事業主様の控え）

②削除となる被扶養者がいる場合は「被扶養者調書兼異動届」を記入し、保険証・リストとあわせて提出

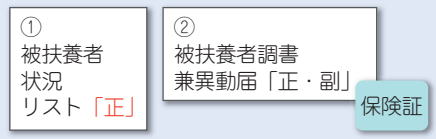

※②は削除となる方がいる場合のみ提出

お問い合わせ先　【業務グループ】 TEL.025-242-0262

全国健康保険協会 新潟支部
協会けんぽ
協会けんぽ　新潟　検索
〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階　TEL.025-242-0260（代表）

健康づくり 標語コンクール入選作品発表 おめでとうございます

今年も多くの応募ありがとうございました。審査の結果、次の作品が入選されました。

金賞	ストレスは　楽しく発散　スッキリ笑顔	廣井　由美子
銀賞	心にも　休息・ビタミン・リフレッシュ!	小倉　健治
銅賞	楽しく運動　正しく食べて　健康に!	小関　文恵
佳作	検診は　健やかライフの　道しるべ	長橋　和代
	階段を　選ぶことから　始めよう	鈴木　彩乃
	美味しいもの　腹八分目が　隠し味	渡辺　良行
	健康づくり　できることから　はじめよう	長橋　正博
	笑顔咲く　家庭に実る　日々の健康	直井　雅之
	「若いわね」元気の秘訣は野菜多めと良い姿勢	古川　澄子
	大声で　笑える幸せ　家族の幸せ	石塚　侑子

今年も開催します! 元気ハツラツ 佐渡市小木地区 平成25年9月22日(日)

佐渡を歩こう 健康ウォーク!

お申し込み、詳細については、「社会保険にいがた8月号」をご覧ください。

新発田支部からのお知らせ

社会保険健康ゴルフ大会を開催します。参加お待ちしています。

●会場／日本海カントリークラブ（胎内市）　●開催日／８月２３日（金）●定員／３２名（先着順）
●申込／大会名・参加者氏名・年齢・事業所名・電話番号を記入し
日本海カントリークラブ（Fax ０２５４－４６－２００２）までお申込み願います。

8月の年金相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

主催年金事務所（予約先電話番号）	会場	相談日	時間
新潟東年金事務所（025-283-1013）	五泉市村松支所	1(木)	10:00～15:00
	五泉市福祉会館	15(木)	10:00～15:00
	阿賀町役場本庁	28(水)	10:00～15:00
新潟西年金事務所（025-225-3008）	佐渡中央会館	21(水)	13:30～17:00
	新穂地区公民館	22(木)	9:00～11:40
長岡年金事務所（0258-88-0006）	小千谷市民会館	14(水)	10:00～15:00
		28(水)	10:00～15:00
	小出ボランティアセンター	22(木)	10:00～15:00
上越年金事務所（025-524-4115）	糸魚川市役所	14(水)	10:00～15:00
		28(水)	10:00～15:00
	柿崎商工会	21(水)	10:00～15:00
三条年金事務所（0256-32-2820）	市民交流センターネーブルみつけ	28(水)	10:00～15:00
新発田年金事務所（0254-23-2128）	村上市役所	14(水)	10:00～15:00
	阿賀野市水原総合体育館	21(水)	9:30～12:30
	クリエート村上	28(水)	10:00～15:00
六日町年金事務所（025-716-0802）	十日町地域地場産業振興センター（クロス10）	8(木)	10:00～15:00
		22(木)	10:00～15:00

予約可能な時間は各会場とも開始時間から、
終了時間の30分前までとなりますのでご注意ください。

●年金の相談･照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）･年金証書等を持参してください。
●予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をしてください。

※上記の年金相談でご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

社会保険事務講習会9月のご案内

参加料無料

社会保険の事務担当をしている方を対象として、次の日程で社会保険事務講習会を開催します。
どなたでも参加いただけます。

特 典 講習会参加者には、参考図書「平成25年版 社会保険の事務手続」を差し上げます。

【講習内容】健康保険給付（療養費・高額療養費）、任意継続（退職後の健康保険）について　講師:全国健康保険協会新潟支部
年金給付（老齢厚生年金・老齢基礎年金）、社会保険の加入資格について　講師:日本年金機構年金事務所

開　催　日	開催時間	会　　場	所　在　地	定 員
9月11日(水)	午後1時30分～午後4時	サンライズ南魚沼	南魚沼市坂戸399-1	60名
9月12日(木)		クロスパルにいがた	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名
9月17日(火)		上越市市民プラザ	上越市土橋1914-3	70名
9月18日(水)		新発田市生涯学習センター	新発田市中央町5-8-47	48名
9月20日(金)		ワークプラザ柏崎	柏崎市田塚3-11-50	36名
9月24日(火)		燕三条地場産センターリサーチコア	三条市須頃1-17	60名
9月26日(木)		パストラル長岡	長岡市今朝白2-7-25	40名

※「クロスパルにいがた」会場は、駐車場が少ない為、公共交通機関をご利用ください。

お申込み方法

参加される会場名、開催日、事業所名、参加者名を記入し、FAXにてお申し込みください。
（電話によるお申し込みも可能です。）なお、各会場とも先着順とし、定員に達した場合のみご連絡します。

一般財団法人新潟県社会保険協会　FAX.(025)290-3201　TEL.(025)240-5337

平成25年度 社会保険軟式野球新潟県大会開催

各地区予選大会を勝ち抜いたチームによる県大会を、８月３日（土）・４日（日）両日「ハードオフエコスタジアム新潟」で行います。応援・観覧お待ちしてます。

「わたしと年金」エッセイ 募集中！

テーマ	応募者ご自身や、ご家族などの身近な方と公的年金制度との関わりについて、「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ
応募資格	一般、学生・生徒（中学生以上）
応募要項	①郵送または電子メールで、日本年金機構「わたしと年金」担当あてご提出ください。日本語で1,000から2,000文字以内とし、400字詰め原稿用紙の場合、3から5枚、word文書形式による場合は、原稿横書き（A4判、40字×35行）としてください。氏名、ふりがな、年齢、性別、住所、電話番号、職業または所属（会社名、学校名等）を明記してください。 ②作品は未発表のものに限ります。
応募締切	2013年（平成25年）9月20日（金）（当日消印有効）※電子メールによる提出は、当日午後6時まで。
提出先・お問い合わせ先	〒168−8505　東京都杉並区高井戸西3−5−24 日本年金機構サービス推進部サービス推進グループ「わたしと年金」担当まで 電話：03−5344−1100　電子メールアドレス：watashito−nenkin@nenkin.go.jp
賞	●最優秀賞「日本年金機構理事長賞」…1名 ●優秀賞…2名　●入選…若干名　受賞者に対しましては、表彰状の授与並びに記念品を贈呈します。
発表等	日本年金機構ホームページに掲載します。最優秀賞をはじめとする優秀作品につきましては全文を掲載します。（11月下旬予定）その他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行う予定です。入賞作の著作権は日本年金機構に帰属いたしますが内容は本人の責任とします。応募作品は返却いたしません。

平成二十五年七月十八日発行　発行所　一般財団法人新潟県社会保険協会　電話〇二五ー二四〇ー五三三七　〒950-0087 新潟市中央区東大通一ー二ー二十五　北越第一ビルディング六階